

松本深志高等学校山岳部創部90年記念事業実行委員会規約

(実行委員会の設置)

第1条 松中・深志山岳部OB会（以下「本会」という。）は、1918年に松本中学（現松本深志高等学校）に山岳部が創立されて以来2008年をもって90周年を迎えることから、これを記念し下記により記念事業を実施するために、松本深志高等学校山岳部創部90年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 実行委員会は、本会の決定に基づき次の事業を企画し実行するものとする。

- (1) 記念式典及び関連行事
- (2) 記念誌発行
- (3) 記念山行等
- (4) ホームページの開設
- (5) 会員の親睦
- (6) その他記念行事等

(本部)

第3条 実行委員会の本部は、松本市和田890-4（実行委員長宅）に置く。

(実行委員会の構成)

第4条 実行委員会は、松中・深志山岳部OB会会員、OB会顧問若しくは本会の目的に賛同する者で構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

・ 実行委員長	1名
・ 副実行委員長	1名
・ 事務局長	1名
・ 会計	1名
・ 幹事	若干名
・ 監事	2名
・ 顧問	若干名

2 役員は、会員中から選出し、拡大実行委員会で承認する。ただし幹事は、実行委員長が会員中から随時指名することができるものとする。

3 役員任期は、就任の日から本事業が終了するまでとする。

(役員職務)

第6条 実行委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、実行委員会の会務を処理する。

4 会計は、実行委員会の会計経理を処理する。

5 幹事は、次の担当幹事を置き具体的な事業執行にあたるものとし、実行委員長、副実行委員長、

事務局長、会計とともに幹事会を組織する。

- ・ 総務・広報担当
- ・ 企画・事業担当
- ・ 名簿担当
- ・ 記念誌担当
- ・ 協賛担当

6 監事は、会計及び会務を監査する。

(副事務局長及び会計補佐)

第7条 実行委員長は、必要に応じ幹事の中から副事務局長、会計補佐を指名し、会務の処理及び会計の処理を行わせることができる。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、拡大実行委員会及び幹事会とする。

(拡大実行委員会)

第10条 拡大実行委員会は、本会総会に代わり事業計画、役員人事、規約の改廃、予算及び決算を決定する。

2 拡大実行委員会は、必要に応じ随時開催するものとし、本会会長の承認のもと実行委員長が招集する。

3 拡大実行委員会の議長は、実行委員長が行う。

(幹事会)

第11条 幹事会は、実行委員長、副実行委員長、事務局長、会計及び幹事で組織し、具体的な事業執行について協議する。

2 幹事会は、実行委員長が必要のつど随時招集するものとする。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、本会会費、寄付金、協賛金、広告収入その他の収入をもって充てる。また各事業に関する経費は、そのつど参加者負担金を徴収しこれに充てるものとする。

(その他)

第13条 本規約で定めるもののほか必要な事項は、そのつど幹事会で定めるものとする。

附 則

1. この規約は、第1回拡大実行委員会の日から施行する。